

平成29年度版

# 75歳以上の方の医療制度

## 後期高齢者医療制度のご案内

後期高齢者医療制度とは？

75歳以上の方、一定の障害のある65歳以上の方を対象とした医療制度です。



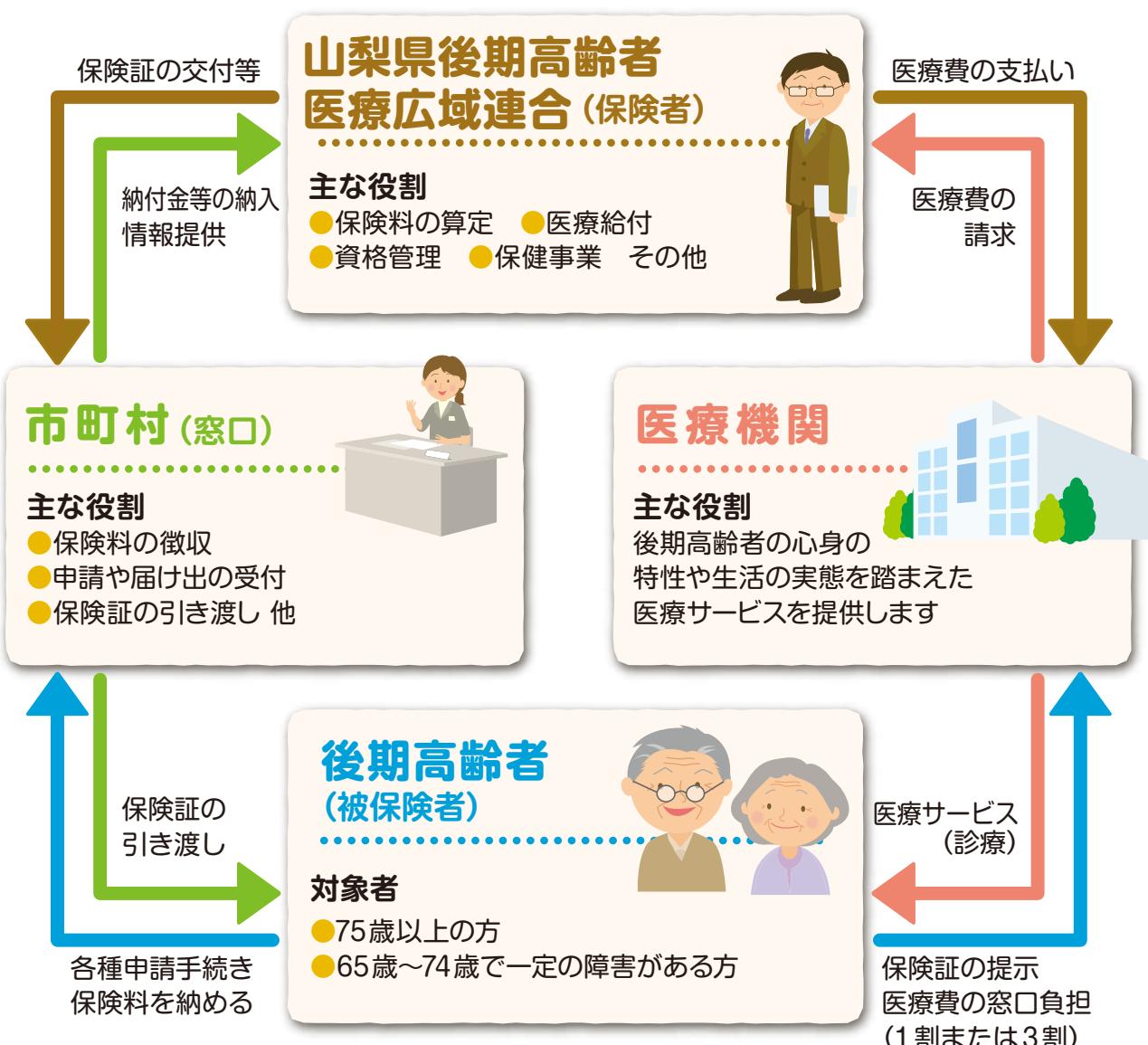
山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨県自治会館2階

TEL.055-236-5671 FAX.055-235-6373

ホームページ：<http://www.yamanashi-iryoukouiki.jp>

# 後期高齢者医療制度のしくみ



## 交通事故などにあったとき

交通事故など第三者から傷害を受けたときや、自損事故や同乗のときでも後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。  
警察に届けると同時に、お住まいの市町村担当窓口に**必ず**届け出をしてください。

※届け出ないと給付を受けることができません。

- 届け出に必要なもの  
保険証、印かん、事故証明書
- 保険診療を受ける場合は、まず窓口または電話でご連絡を

## 運営費はみんなで出し合って制度を支えています

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方々の医療を国民みんなで支えるしくみです。医療にかかる費用のうち窓口負担を除く分を、公費、現役世代(75歳未満の方)からの支援金、被保険者からの保険料(高齢者の保険料)によって負担します。

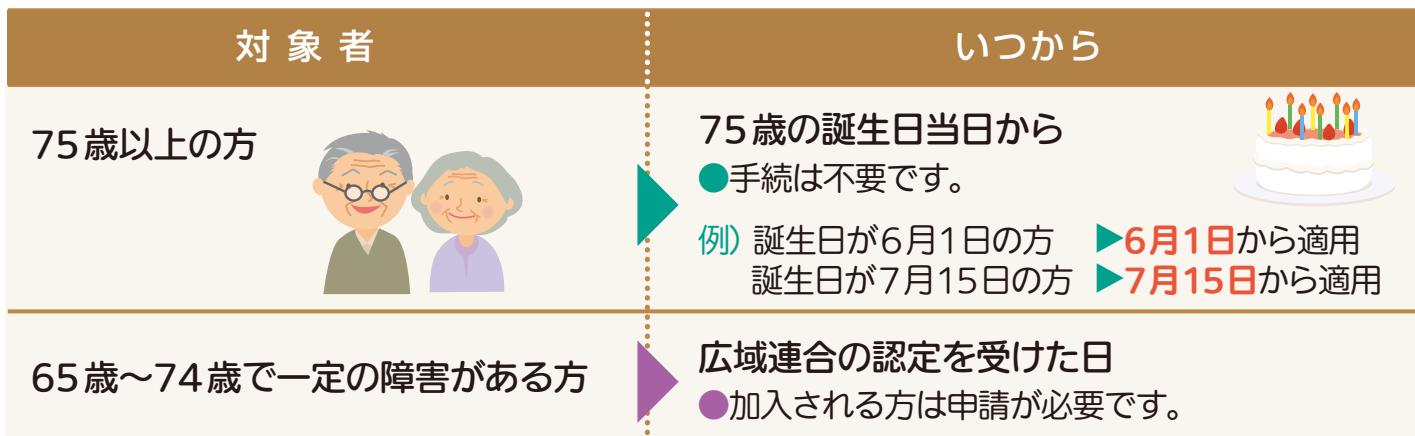
### 医療費



### 給付費

後期高齢者医療制度は、山梨県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、各市町村と協力しながら運営しています。

## ●いつから対象になるの？



## 健康保険などの被扶養者だった方も被保険者です

75歳(一定の障害がある方は65歳)以上の方はすべて、お住まいの市町村が加入している広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。

これまで国民健康保険や健康保険などの被保険者だった方はもちろん、健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者だった方も後期高齢者医療制度の被保険者となります。

## ●保険証はどうなるの？

- 保険証(被保険者証)は1人に1枚交付します。
- 75歳の誕生日までに、お住まいの市町村から送付します。障害認定の方には認定後に送付します。
- お医者さんにかかるときは、必ず保険証を提示してください。
- 1年に一度(8月1日に)更新され、簡易書留でお手元に届きます。



1人に1枚



## ●お医者さんにかかったときは・・・？

病気やけがの治療を受けたとき、かかった医療費の1割または3割を医療機関の窓口で支払います。

詳しくは中面をご覧ください

自己負担の割合は  
所得によって  
決まります

一般  
低所得者  
1割

現役並み  
所得者  
3割





# 後期高齢者医療制度では 次の給付を受けられます

## 入院したときの食事代

※1 平成30年4月1日からは460円に変更となります。

※2 低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になりますので、事前に市町村の担当窓口に申請してください。

※3 通算入院日数が90日を超えた際の、食費の減額を受ける場合は、再度市町村窓口への申請が必要となります。申請が遅れると減額が受けられない場合があります。

### 入院時の食事代の標準負担額

所得区分	食費(1食あたり)
現役並み所得者・一般	360円 <sup>※1</sup>
低所得者Ⅱ	90日までの入院 210円 <sup>※2</sup>
	過去12カ月で90日を超える入院 160円 <sup>※3</sup>
低所得者Ⅰ	100円 <sup>※2</sup>

## 医療費の負担額が高額になったとき(高額療養費の支給)

### 平成29年8月からの高額療養費の自己負担の限度額(月額)

所得区分	外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み所得者	57,600円 <sup>※3</sup>	80,100円+1% <sup>※1</sup> 4回目以降 44,400円 <sup>※2</sup>
一般	14,000円 <sup>※4</sup> 年間上限 14万4,000円	57,600円 <sup>※3</sup> 4回目以降 44,400円 <sup>※2</sup>
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※1 医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算

※2 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 平成29年7月までは44,400円

※4 平成29年7月までは12,000円、年間上限なし

## 支給が受けられるのは…

- 同じ月にひとりの方が外で支払った負担額が「外来の限度額」を超えたときに支給が受けられます。
- 「外来+入院の限度額」(世帯ごと)は、「外来の限度額」(個人ごと)を適用した後に、適用します。

## 医療費の払い戻しが受けられるとき

次の①～④の場合で、医療費の全額を自己負担したとき、一部負担金を差し引いた金額について、払い戻しを受けることができます。

- ①急病などでやむを得ず保険証を持たずに診療を受けたとき
- ②医師が必要と認めた、あんま・はり・灸・マッサージなどを受けたとき
- ③医師が必要と認めた、コルセットなどの医療用装具代や輸血の生血代など
- ④海外で診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

後期高齢者医療制度では、病気やけがをしたとき、診療等にかかった費用の1割または3割を負担すれば、医療給付を受けることができます。そのほかにも、申請によりさまざまな給付を受けられます。

## 療養病床に入院したときの負担額

### 療養病床入院時の標準負担額

所得区分	食費(1食あたり)	居住費(1日あたり)
現役並み所得者・一般	460円 一部医療機関では、420円の場合があります。	320円
低所得者Ⅱ	210円	370円 (平成29年10月1日から370円)
	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

※医療区分2・3の方(入院医療の必要性の高い方)は平成29年9月30日までは居住費の負担はありませんが、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間は1日につき200円、平成30年4月1日からは1日につき370円に変更となります。

## 医療費と介護保険の負担額が高額になったとき (高額医療・高額介護合算制度)

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えた場合は、申請することで、超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

### 合算する際の限度額(年額)

所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

## 支給が受けられるのは…

- 同一世帯内に、医療費と介護保険の両方の自己負担がある世帯が対象になります。

※広域連合からは、計算された支給額のうち、医療分が支給されます。

## その他の給付

### 葬祭費

被保険者の方が亡くなったとき、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費5万円が支給されます。

### 訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関と同様の取扱いとなります。

### 移送費

移動が困難な重病人が緊急的にやむを得ず、医師の指示により移送に費用がかかったときで、広域連合が必要と認めた場合に支給されます。

## 所得区分について

毎年8月に、住民税課税所得と前年(1～7月は前々年)の収入により判定を行います。ただし、判定後に所得更正(修正)があった場合は、8月1日に遡って再判定します。

また、世帯構成の変更等がある場合にも再判定を行います。

所得区分 (自己負担割合)	判定基準
現役並み 所得者 (3割)	住民税課税所得(各種控除後の所得)が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者
一般 (1割)	住民税課税所得が145万円以上でも、次の条件を満たす方は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類(確定申告書の控えなど)を添付して、お住まいの市町村の担当窓口に提出していただると1割負担となります。
低所得者Ⅱ (1割)	①世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満 ②世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満 ③世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、収入の合計額が520万円未満
低所得者Ⅰ (1割)	ただし、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額等から33万円を引いた金額)の合計額が210万円以下の場合は「一般」となります。(平成27年1月1日以降)
一般 (1割)	「現役並み所得者」「低所得者Ⅱ」「低所得者Ⅰ」以外の被保険者
低所得者Ⅱ (1割)	世帯全員が住民税非課税の被保険者
低所得者Ⅰ (1割)	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円となる被保険者(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)

### 【収入とは】

所得税法に規定する、各種所得の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額の合計額です。確定申告による株式等の譲渡収入なども対象となります。



# 保険料は、全員が納めます

## ●保険料の決まり方

保険料は、おむね2年間の医療費がまかなえるように、広域連合が定めた保険料率とともに、**被保険者全員**に負担していただきます。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額(応益分)」と被保険者の所得に応じて決まる「所得割額(応能分)」の合計となります。

$$\text{被保険者の保険料} \quad = \quad \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(10円未満切り捨て)

40,490円 + (所得 - 33万円) × 7.86%

**↑ 保険料賦課限度額 57万円** どんなに所得の高い方でも年57万円が上限になります。

保険料率は、2年ごとに見直され、県内は統一の保険料率となります。

## ●保険料には軽減措置があります

**所得の低い方へ** 世帯の所得に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。

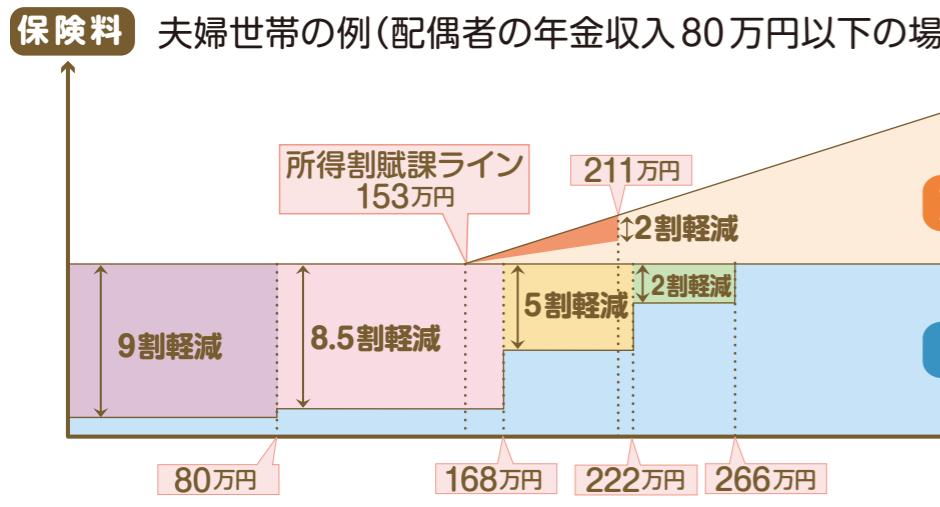
均等割額が軽減される世帯		軽減割合
同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等が基礎控除額33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯		9割
基礎控除額33万円を超えない世帯		8.5割
「基礎控除額33万円+27万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯		5割
「基礎控除額33万円+49万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯		2割

・基礎控除額などは税制改正などで今後変わることがあります。

・公的年金を受給されている方は、判定時に15万円が控除されます。

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合は、所得割額を一律2割軽減します。

## ●年金収入による保険料のイメージ(年金収入のみの場合)



保険料は被保険者のみなさん一人ひとりに納めていただきます。年間の保険料は、みなさんが等しく負担する「均等割額」(定額)と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

## ●保険料の計算方法

### ①単身世帯で被保険者が年金収入のみの場合

Aさん  
公的年金201万円  
元国保被保険者

均等割額は32,392円(2割軽減)  
所得割額は{(201万円-120万円(年金控除)-33万円(基礎控除))×7.86%}=37,728円  
37,728円×4/5(所得割2割軽減)=30,182円  
したがってAさんの保険料は

$$\text{均等割額 } 32,392\text{円} + \text{所得割額 } 30,182\text{円} = \text{保険料(年額) } 62,570\text{円} \text{ となります}$$

### ②複数世帯で被保険者が年金収入のみの場合

Bさん  
夫 厚生年金 280万円  
妻 国民年金 79万円  
夫婦共に76歳  
元国保被保険者

均等割額は40,490円(軽減なし)  
所得割額は{(280万円-120万円(年金控除)-33万円(基礎控除))×7.86%}=99,822円  
したがって夫の保険料は

$$\text{均等割額 } 40,490\text{円} + \text{所得割額 } 99,822\text{円} = \text{保険料(年額) } 140,310\text{円} \text{ となります}$$

妻 均等割額は40,490円(軽減なし)  
したがって妻の保険料は

$$\text{均等割額 } 40,490\text{円} + \text{所得割額 } 0\text{円} = \text{保険料(年額) } 40,490\text{円} \text{ となります}$$

Cさん  
公的年金 79万円  
元被用者保険の被扶養者  
被用者保険に加入している  
子供(世帯主)と同居  
子供:年収390万円

均等割額は12,147円(7割軽減)  
所得割額は被用者保険の被扶養者であったためありません。  
したがってCさんの保険料は

$$\text{均等割額 } 12,147\text{円} + \text{所得割額 } 0\text{円} = \text{保険料(年額) } 12,140\text{円} \text{ となります}$$

## ●保険料の納め方

個人単位で納めていただきます。受給している年金の種類や受給額によって、納付書などで納める普通徴収と年金から天引きされる特別徴収の2通りに分かれます。

受給している年金額  
が年額18万円未満  
**はい**

介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の合算額が、年金受給額の1/2を超える  
**はい**

### 普通徴収

**口座振替または納付書** で各自納めます

市町村から送られてくる納付書等により、取り扱い金融機関で納めます。※便利な口座振替をご利用ください。

### 特別徴収 年金から天引きされます

※本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、事情により一時的に納付書で納めていただく場合があります。

### 特別徴収(年金からの天引き)から口座振替によるお支払いへの変更が可能です

特別徴収(保険料を年金からの天引き)で納める方で、普通徴収(口座振替)を希望される方は、申請により口座振替による普通徴収に変更することができます。希望する場合は、お住まいの市町村担当窓口へお問い合わせください。

※納付状況などにより、口座振替に変更できない場合があります。

※世帯主または配偶者等の口座からのお支払いに変更した場合、世帯全体の所得税額や住民税額が少なくなる場合があります。

# 健康診査(健診)を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防をするために、健診はお住まいの市町村が実施しています。

実施期間および受診方法等は市町村により異なります。詳しくは、市町村担当窓口にお問い合わせください。

## 基本的な検診項目

- |       |       |
|-------|-------|
| ●問診   | ●身体測定 |
| ●診察   | ●血圧測定 |
| ●血液検査 | ●尿検査  |



## 医療費を節約するために…

医療費はお医者さんにかかるときの心がけで、節約することができます。

- 日頃から健康づくりに心掛けましょう。
- かかりつけ医をもちましょ。
- 重複受診・多受診は避けましょう。
- お薬のもらいすぎに注意しましょ。

## ジェネリック医薬品を上手に活用しましょう



### ジェネリック医薬品とは

新薬(先発医薬品)と効果が同じと認められた薬です。



### 家庭にも医療費にもやさしい

特許期間が過ぎた新薬を元に作られ、開発コストが低い分、低価格になっています。



### 安全性は保障されています



品質・有効性・安全性は、厚生労働省が認めています。

## 柔道整復師の施術を受けるとき

負傷の内容によって医療保険が適用される場合と適用されない場合があります。

### ●保険適用になる場合

医師や柔道整復師の診断又は判断による、骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷。

骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき。

### ●保険適用にならない場合

疲労性・慢性的な肩こりや筋肉疲労や脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。



保険料の算定や医療給付の詳細については、下記のお住まいになっている市町村または広域連合までお問い合わせください。

## ●後期高齢者医療制度に関する市町村窓口

市町村名	担当窓口	電話番号
甲府市	高齢者福祉課医療係	055-237-5617(直)
富士吉田市	市民課国民健康保険室	0555-22-1111(代)
都留市	市民課保険年金担当	0554-43-1111(代)
山梨市	市民課国保年金担当	0553-22-1111(代)
大月市	市民課国保年金担当	0554-23-8037(直)
韮崎市	市民課国保医療担当	0551-22-1111(代)
南アルプス市	国保年金課高齢者医療担当	055-282-7248(直)
北杜市	市民課高齢者医療担当	0551-42-1331(直)
甲斐市	保険課高齢者医療・年金係	055-278-1665(直)
笛吹市	国民健康保険課高齢者医療・年金担当	055-262-4111(代)
上野原市	市民課国保年金担当	0554-62-3112(直)
甲州市	国保年金課国保・年金担当	0553-32-2111(代)
中央市	保険課高齢者医療・年金担当	055-274-8545(直)
市川三郷町	町民課国保年金係	055-272-1105(直)

市町村名	担当窓口	電話番号
早川町	町民課税務保険担当	0556-45-2519(直)
身延町	町民課保険年金担当	0556-42-4804(直)
南部町	住民課後期高齢者医療担当	0556-66-3405(直)
富士川町	町民生活課保険年金担当	0556-22-7209(直)
昭和町	町民窓口課国保年金係	055-275-8264(直)
西桂町	税務住民課住民係	0555-25-2121(代)
富士河口湖町	住民課国保年金係	0555-72-1114(直)
道志村	住民健康課国保医療係	0554-52-2113(直)
忍野村	住民課後期高齢者医療担当	0555-84-7796(直)
山中湖村	税務住民課医療保険係	0555-62-9973(直)
鳴沢村	住民課住民係	0555-85-3082(直)
小菅村	住民課高齢者医療係	0428-87-0111(代)
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211(代)

(代):代表番号 (直):直通番号



この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。

このパンフレットは、平成29年6月現在で作成したものです。